

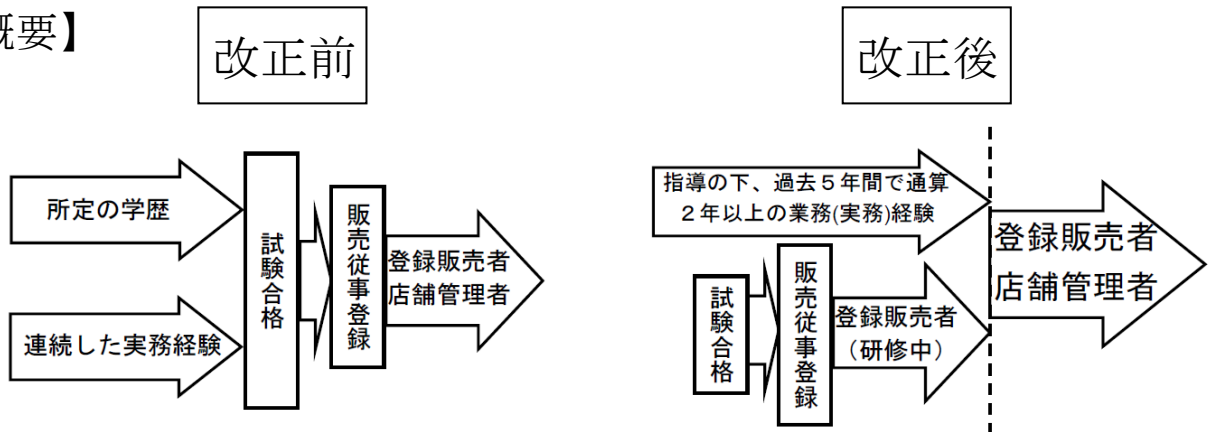
登録販売者制度の改正

平成 27 年 4 月 1 日施行

【背景】

- 登録販売者試験受験における実務経験の不正証明問題があった
- 業務経験の場所を問わず、全都道府県で受験可能なため、自治体での把握・確認が困難であった

【概要】



	改正前	改正後
試験	<ul style="list-style-type: none"> ・学歴 ・学歴+実務経験 	学歴や実務経験は不要
登録販売者 (専門家)	登録販売者 (専門家) として、2類・3類の販売に従事できる 名札又はその他の措置で区別する	業務 (実務) 経験が過去5年間で2年未満の者は指導者の下でのみ従事し、専門家としては勤務できない 従来に加え、 業務 (実務) 経験が過去5年間で2年未満の者は「登録販売者 (研修中)」等の表記が必要
管理者	第1類医薬品を販売する店舗の場合は一定条件施設で 3年以上 の業務経験が必要 第2類・3類医薬品を販売する店舗の管理者になれる	第1類医薬品を販売する店舗の場合は一定条件施設で、 過去5年間で3年以上 の業務経験が必要 上記 「登録販売者 (研修中)」以外 の登録販売者は管理者になれる
営業者	従事者の業務経験の証明は速やかに行う	従来に加え、業務 (実務) 経験を証明する書類は 勤務する店舗又は薬局に保管 する